# 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、女性社員の活躍を推進するとともに、社員全体が家庭と仕事の両立を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のとおり行動計画を策定する。

## １　計画期間

令和７年４月１日から令和 10 年３月 31 日までの３年間

## ２　内容

| |
|---|
| 目標１　男女問わず育休取得率 100%、平均取得期間 10 カ月以上。 |

【取組内容】

令和７年度～　対象者への個別の意向確認、管理職含む全社員向け制度周知、マタハラ防止の情報発信強化等

| |
|---|
| 目標２　　働き方改革を促進する各種施策の導入と定着に向けた取組 |

【取組内容】

令和７年度～　独自特別休暇の 100%取得、年次有給休暇等の取得率の向上、平均残業時間の継続的な抑制（フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間を５時間未満とする)、フレックスタイム制の導入と定着

| |
|---|
| 目標３　　新卒・中途採用における女性の働きやすさの対外訴求力強化 |

【取組内容】

令和７年度～　ホームページの情報見直し等による女性の働きやすさを支える各種制度の情報発信の強化、ホームページで女性社員の一日のスケジュール例の紹介等

以　上